

排水設備完成検査実施要領

(目的)

第1条 この要領は、川崎市下水道条例（昭和36年川崎市条例第18号。以下「条例」という。）第7条に規定する検査の適正かつ公正な執行を図ることを目的とする。

(検査の種類)

第2条 条例第7条に規定する検査（以下「検査」という。）は、書類検査（完成図面等関係書類による検査）及び現場検査とする。

(検査の対象)

第3条 検査は、条例第5条に規定する計画の確認を受けた工事について行うものとする。ただし、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に認めるものについては、現場検査を省略することができる。

(検査基準)

第4条 検査基準は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 排水設備の設置に係る助成金及び融資金が適正に使用されていること。
- (2) 排水設備の設置により、公共下水道の機能及び構造の保全に悪影響を及ぼしていないこと。
- (3) 川崎市排水設備技術基準（昭和59年2月7日58川下管2第585号）に適合していること。

(再検査)

第5条 施工された工事が前条に定める検査基準に適合していない場合、管理者は、申請者及び川崎市排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）に対して手直しを指示し、当該手直し完了後再検査を行うものとする。

2 手直しの指示を受けた指定工事店は、指示を受けた日から7日以内に当該工事を完了させなければならない。

(委任)

第6条 この要領の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日（以下「施行日」という。）前に市長が行った排水設備工事の検査、手直し工事の指示及びその他の行為又は施行日前に市長に対して行われた手直し工事の施工その他の行為で、管理者が処理することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、管理者が行ったもの又は管理者に対して行われたものとみなす。